



改正私立学校法 説明資料

令和元年12月12日（木）

私立学校法の改正について(概要)

令和2年4月1日施行

改正事項

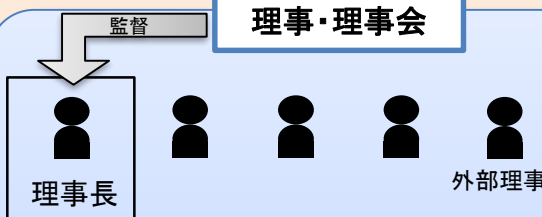
- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】** 等

学校法人

- (1) 役員職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
 ①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象

理事・理事会



- 【選任】**
 ・校長、評議員に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
 ・5名以上で組織
 ・1名以上が外部理事
 ・欠格事由あり

- 【義務・責任】**
 ・忠実義務
 ・利益相反行為規制
 (代表権のある理事のみ、所轄庁による特別代理人の選任が必要)

- ③特別の利害関係を有する理事の議決権排除(36条)

- ③利益相反取引制限の対象拡大(40条の5)

- ③監事への報告義務(著しい損害を及ぼすおそれのある事実)(40条の5)

監事



- 【選任】**
 ・評議員会の同意により理事長が選任
 ・2名以上必要
 ・1名以上が外部監事
 ・欠格事由・兼任禁止

- 【理事・理事会への牽制機能】**
 ・業務監査・財産状況監査
 ・監査報告書の作成・提出
 ・不正行為の報告
 ・(不正等の場合の)評議員会の招集請求
 ・理事会への出席・意見陳述

- ④理事の業務執行状況の監査(37条)

- ④理事会の招集請求権・招集権、評議員会の招集権の付与(不正等の場合)(37条)

- ④理事の法令違反行為等の差止め(40条の5)

(2) 情報公開の充実

- ・寄附行為、役員名簿の一般閲覧(33条の2、47条)
- ・役員報酬基準の作成・閲覧(47条、48条)
- ・【大】財務書類等及び役員報酬基準の一般閲覧及び公表(47条、63条の2)

(3) 中期的な計画等の作成

- ・予算、事業計画の作成の義務付け(45条の2)
- ・【大】認証評価の結果を踏まえた事業に関する中期的な計画の作成を義務付け(45条の2)

(4) 破綻処理手続きの円滑化

- ・解散命令による解散時の所轄庁による清算人選任(50条の4)

監査

評議員会

意見

- ⑤中期的な計画・役員報酬基準への意見(42条)



- 【選任】** ・職員、卒業生に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
【理事・理事会への牽制機能】 ・予算、事業計画、寄附行為変更等に関する意見聴取義務

- ・理事の定数の2倍超で組織
 ・意見陳述・答申・報告請求権 等

私立学校法令和元年改正の概要

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

※ 概要説明資料のため一部説明を簡略にしています。

第一 学校法人の責務

学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めるものとする。 (第 24 条)

第二 学校法人の管理運営制度の改善

一 特別の利益供与の禁止

学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないものとする。 (第 26 条の 2)

- 一 これまでも学校法人から法令や寄附行為、内部規程・手続き等に基づかない利益供与は善管注意義務違反であり認められなかったことを明示したもの。
- 一 「特別の利益」とは、例えば土地建物の無償貸与や報酬規程に基づかない金銭の提供など。
- 一 理事等本人以外、設立者、理事等の三親等以内の親族などを政令で規定。

二 学校法人と役員との関係

学校法人と役員の関係は、委任に関する規定に従うものとする。 (第 35 条の 2)

- 一 これまでも役員は委任類似の契約により学校法人の機関となるとの解釈であったものを明示したもの。
- 一 これにより監事についても民法上の善管注意義務があることを明確化。(義務の内容には変更なし)

三 理事会の議事参与制限

理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないものとする。 (第 36 条)

- 一 同時に、これまでは理事長個人との契約等の際には所轄庁による「特別代理人」の選任が必要だったものを削除。(今後は特別代理人の選任は不要)
- 一 今後は、すべての理事について特別の利害関係がある場合には議決参与不可。
- 一 議決のみならず議事についても一時退席などにより議事の公正確保が必要。

(寄附行為作成例の改正点)

第 17 条第 12 項にすでに記載あるが、法令改正にあわせて、文言修正。

四 監事の職務（第 37 条）

- 1 監事は、理事の業務執行の状況を監査するものとする。こと。
 - －平成 16 年改正で監事の職務につき、「理事の業務執行」を「学校法人の業務」に改正したが、個々の理事の業務執行が監事の監査の対象であることを明確化するため、改めて「理事の業務執行」についても確認的に規定。（監査の実質的な対象範囲に変更はない）
- 2 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為等を発見し、これを報告するために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求するものとする。こと。
 - －従来は評議員会の招集請求ができるのみであったものを理事会の招集請求についても追加。
- 3 監事は、理事会又は評議員会の招集の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を開く旨の通知が発せられない場合は、理事会又は評議員会を招集することができるものとする。こと。
 - －招集の請求をしても理事長が招集をしない場合には監事が自ら招集する。（法令上「できる」とあるが、法令違反等の重大な事実を発見したときであり、招集しない場合には、監事に善管注意義務違反の可能性。）
 - －招集された理事会や評議員会の議長はそれぞれの議長選出規定による。（監事が議長にはならない）
- 4 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令や寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。こと。（第 40 条の 5 の準用規定）
 - －監事による差止め請求権を追加するもの。
 - －「できる」とあるが、このような状態のときには監事は請求する責務がある。

(寄附行為作成例の改正点)

これらにつき、それぞれ第 16 条に新たに監事の職務として追加。（監事が理事会を招集した場合の議長選出規定は第 17 条に追加。）

五 競業及び利益相反取引の制限

理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。（第40条の5の準用規定）

－「競業」とは理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となる一次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましい。

- ① 理事が他の学校法人の理事を兼ねる場合
- ② 附属病院のある大学法人の理事が、病院（医療法人）を経営する場合
- ③ 理事が他の学校法人の教授や非常勤講師等を兼ねる場合
- ④ 附属病院のある大学法人の理事が、他の病院で診療行為を行う場合

－「利益相反取引」とは、理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なもの。

－「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うこととなるため、議事録に賛否を明確に残すことが必要となる。

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により理事会の承認が必要。

但し、第19条の議事録規定に利益相反取引の際の理事の賛否記載義務を追加。

六 理事の監事への報告義務

理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとする。（第40条の5の準用規定）

- －理事として被害防止措置を自ら行うことや理事長への報告等は当然に必要
- －あわせて監事が職務執行できるようにするために報告することとするもの

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により監事への報告が必要。

七 評議員会の議事参与制限

評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないものとする。 (第 41 条)

－すべての評議員について特別の利害関係がある場合には議事参与不可。

(寄附行為作成例の改正点)

第 20 条の評議員会の規定中に議事参与制限の規定を追加。

八 評議員会からの意見聴取

事業に関する中期的な計画及び役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないものとする。 (第 42 条)

－評議員会に対する必要的諮問事項を追加。

(寄附行為作成例の改正点)

第 22 条の評議員会への諮問事項に追加。

九 役員为学校法人に対する損害賠償責任

役員は、その任務を怠ったとき（任務懈怠）は、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 (第 44 条の 2)

また、評議員会の決議や理事会の決議等により、一定の範囲で役員損害賠償責任を軽減できること。 (第 44 条の 2 の準用規定)

－これまでも民法上の善管注意義務に基づく債務不履行責任として適用されていたものを私学法においても明確化したもの。

－あわせて、これまで規定がなかった損害賠償責任の軽減に関する規定を追加。

－「任務を怠ったとき（任務懈怠）」とは、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えたときに賠償の責任が生ずる。（善意無過失で職務上損害が生じたとしても損害賠償責任は生じない）

－「悪意又は重過失」により学校法人に損害を与えた場合には、総評議員の同意があった場合に限り損害賠償責任は免除しうるが、総評議員の同意がない場合には免除や軽減は一切認められない。

- 「軽過失」により学校法人に損害を与えた場合には、評議員会の三分の二以上の決議（又はあらかじめ寄附行為に規定がある場合には理事会の決議）により、一定の範囲で損害賠償責任を軽減できる。
- また、非業務執行理事や監事については、あらかじめ寄附行為で定めた上で個別に契約することにより、理事会や評議員会の議決なしに損害賠償責任の上限が定まることとなる。（契約がなければ全額につき賠償責任を負う可能性あり）

（寄附行為作成例の改正点）

※寄附行為における任意的記載事項

損害賠償責任につき理事会の決議で免除できる旨の規定を追加。（新）

非業務執行理事等との責任限定契約の締結が可能である旨及びその額を追加。（新）

十 役員¹の第三者に対する損害賠償責任

役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。（第44条の3）

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。

十一 役員¹の連帯責任

役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。（第44条の4）

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。

第三 事業に関する中期的な計画等

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないものとするとともに、事業計画及び事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないものとする。（第45条の2）

(中期的な計画)

① 原則

- ・法施行日(令和2年4月1日)において、同日を計画期間中に含む「中期的な計画」が策定されていなければならない、この「中期的な計画」は直近の認証評価を踏まえた上で評議員会の意見を聴いたものでなければならない。

② 法施行日時点において「中期的な計画」に相当する計画・ビジョン等がある場合(今はないが、これから法施行日までにする場合を含む。)

イ 法施行日より前に計画期間が始まっている場合

- ・これをもって私学法上の「中期的な計画」として差し支えない。(附則10条2項及び4項)
- ・その場合において、認証評価を踏まえることや評議員会への意見聴取はなくても差し支えない(任意的に行うことは可能)。

ロ 法施行日以後に計画期間が始まる場合

- ・原則と同様。

(毎年度の事業計画)

- ・令和2年度の事業計画から、直近の認証評価を踏まえた上で評議員会の意見を聴いたものでなければならない。
- 「中期的な計画」の期間については、施行通知において「原則として5年以上」としており、設置大学の状況や理事長の任期等を踏まえて合理的な範囲で定める必要がある。
- 「中期的な計画」については、文部科学大臣への届出や事務所への備付・開示等についての規定はない。
- 踏まえるべき認証評価の結果とは、計画策定時における直近の認証評価において改善を要する事項等として記載されているものを想定している。

(寄附行為作成例の改正点)

第33条の予算及び事業計画の作成に関する規定に追加。

第四 学校法人の運営の透明性の向上

一 寄附行為の備置き及び閲覧(第33条の2、第66条)

- 1 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。

- 2 学校法人の理事等は、寄附行為の備付けを怠り、又は正当な理由がないのに寄附行為の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)

第 36 条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

二 役員等名簿の備付け及び閲覧（第 47 条、第 66 条）

- 1 学校法人は、役員等名簿を作成しなければならないものとする。
- 2 学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、在学者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。
- 3 学校法人の理事等は、正当な理由がないのに財産目録等の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)

第 36 条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

三 役員に対する報酬等の支給の基準（第 47 条、第 48 条、第 66 条）

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるとともに、当該報酬等の支給の基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならないものとする。

- －現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等が作成されている場合（今年度中に作成する場合も含む）には、当該規程等をもって、私立学校法上の「役員に対する報酬等の支給の基準」として差し支えない。
- －この場合であっても「中期的な計画」と異なり、この規程等が評議員会の意見を聴いた上で作成されていないものである場合には、施行日（令和 2 年 4 月 1 日）までに、意見を聴くことが必要。
- －現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等がない場合には、附

則 9 条で定める準備行為として法施行日までに「役員に対する報酬等の支給の基準」を作成することが必要。

- 一 「役員に対する報酬等の支給の基準」については、文部科学省令において「役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項」を定めることとされており、同施行通知において基準の作成例を提示。

(寄附行為作成例の改正点)

第 38 条として役員報酬基準に基づく報酬の支給に係る規定を追加。(新)

四 情報の公表

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、寄附行為、監査報告書、財産目録等のうち文部科学省令で定める書類及び役員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならないものとする。(第 63 条の 2)

第五 清算人の選任

学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任するものとする。(第 50 条の 4)

第六 関係規定の整備

その他関係規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

一 施行期日

新私立学校法は、令和 2 年 4 月 1 日から施行すること。

二 準備行為及び経過措置等

この法律の施行に伴い必要な準備行為及び経過措置に関する規定を整備するとともに、関係法律の所要の整備を行うこと。

三 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考) 成年被後見人及び被保佐人制度の改正に係る事項

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、学校教育法が改正され、校長及び教員の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人であること」が削除されたことから、私立学校法において役員の欠格事由に新たに「心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの」が追加された（施行日は令和元年12月14日）。

（寄附行為作成例の改正点）

第11条の役員の退任規定を改正。

令和元年私立学校法改正関係文書

- ①私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」（平成 29 年 5 月）
- ②大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改善検討小委員会
「学校法人制度の改善方策について」（平成 31 年 1 月）
- ③学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）
（令和元年 7 月 12 日元文科高第 228 号）
- ④学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について（通知）
（令和元年 9 月 27 日元文科高第 518 号）
- ⑤学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）
（令和元年 9 月 27 日元高私行第 15 号）
- ⑥改正私立学校法説明資料（改正概要、改正 Q&A、上記③～⑤含む）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1422186.htm

会社法の改正に伴う私立学校法・宗教法人法の改正について

1. 会社法改正について

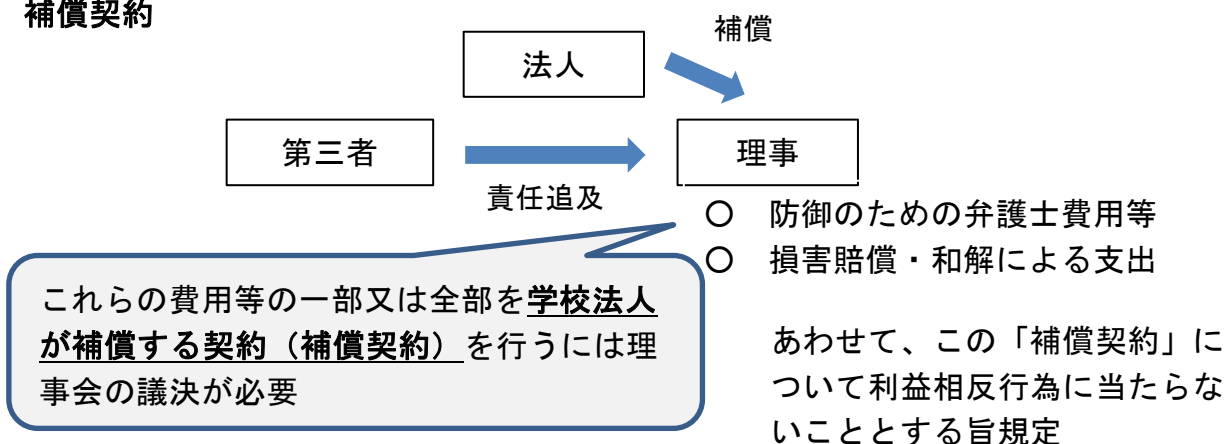
- 今臨時国会において改正会社法が成立。その主な改正事項は次の通り。
 - ・株主総会に関する事項（総会資料の電子提供、株主提案権の数の制限）
 - ・取締役に関する事項（報酬の決定手続きの透明化の向上、補償契約、保険契約、業務執行の社外取締役への委託、社外取締役の義務付け）
 - ・社債の管理に関する事項（社債管理補助者制度の創設、社債権者集会の決議の省略）
 - ・その他（和解における監査役の同意の義務化、支店所在地における登記の廃止、等）

2. 会社法整備法による文部科学省所管法律の改正について

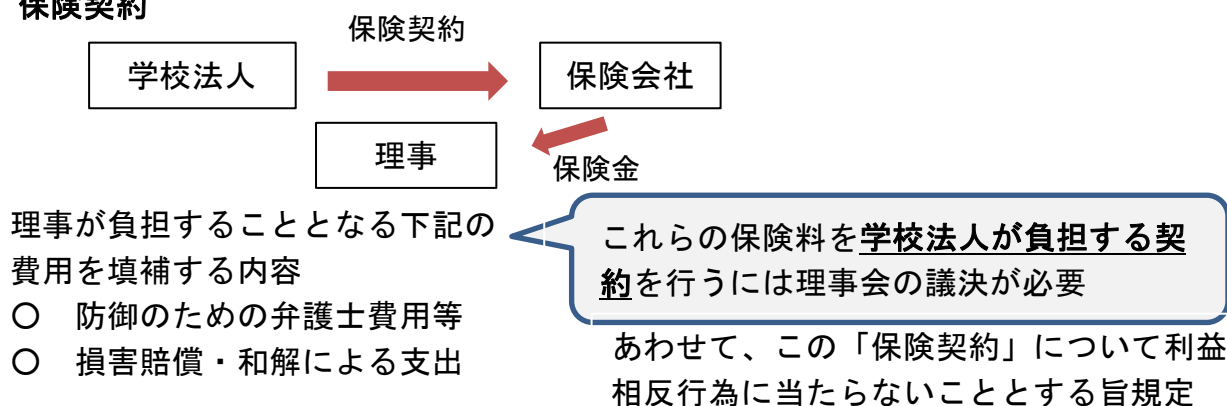
(1) 私立学校法改正の概要

- 同改正にあわせて、学校法人の役員についても「補償契約」「保険契約」につき同様の規定を設ける法改正を行うこととするもの（会社法整備法による改正）。
 - ※ 一般社団・財団法人や社会福祉法人についても同様の規定を行う。
 - ※ 施行日は改正会社法公布の日から一年六月を超えない範囲で政令で定める日

① 補償契約



② 保険契約



(2) 宗教法人法改正の概要

- 同改正にあわせて、宗教法人の従たる事務所の所在地における登記についても当該規定を削除する法改正を行うこととするもの（会社法整備法による改正）。
 - ※ 一般社団・財団法人や消費生活協同組合についても同様の改正を行う。
 - ※ 施行日は改正会社法公布の日から三年六月を超えない範囲で政令で定める日

六 合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類

- イ〜ハ 「略」
- 七〜九 「略」
- 2・3 「略」

(公表)

第七条 法第六十三条の二の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第六十三条の二第一項第三号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第四十七条第一項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)とする。

(登記の届出等)

第十三条 令第二条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事(理事長を除く。以下この項において同じ。)が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2・3 「略」

4 令第二条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第三条第一項第五号に掲げる書類及び第五条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

(学校法人及び準学校法人台帳)

第十四条 令第五条第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

六 合併前の学校法人又は法第六十四条第四項の法人(以下「準学校法人」という。)について、次に掲げる書類

- イ〜ハ 「同上」
- 七〜九 「同上」
- 2・3 「同上」

「条を加える。」

第十三条 私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。)第一

条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事(理事長を除く。以下この項において同じ。)が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2・3 「同上」

4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号に掲げる書類及び第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

(学校法人及び準学校法人台帳)

第十四条 令第四条第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第二条 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年文部科学省令第三十一号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後		改正前	
別表第一(第三条、第四条関係)		法令名	条項	法令名	条項
私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十四号)		第三十三條の二、第三十三條の三及び第四十七條第二項	第三十三條の二、第三十三條の三及び第四十七條第二項	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十四号)	第三十三條の二及び第四十七條第二項
別表第二(第五条、第七条関係)		法令名	条項	法令名	条項
私立学校法		第三十三條の二、第三十三條の三、第三十七條第三項第四号、第四十五條の二第一項及び第二項、第四十七條第一項並びに第四十八條第一項	第三十三條の二、第三十七條第三項第一項	私立学校法	第三十三條の二、第三十七條第三項第一項
別表第三(第八条、第九条関係)		法令名	条項	法令名	条項
私立学校法		第三十三條の二及び第四十七條第二項	第四十七條第二項	私立学校法	第四十七條第二項

附則

備考 表中の「」の記載は注記である。

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校法施行規則第二条第五号ハ及び第三条の二の改正規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

- ロ 準用一般社団・財団法人法第百十四
条第一項の規定による寄附行為の定め
に基づいて責任を免除する旨の理事会
の決議を行った場合 当該決議のあつ
た日
- ハ 準用一般社団・財団法人法第百十五
条第一項の契約を締結した場合 責任
の原因となる事実が生じた日(二以上
の日がある場合にあつては、最も遅い
日)
- 二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して
得た額
- イ 次に掲げる額の合計額
 - (1) 当該役員が当該学校法人から受け
た退職慰労金の額
 - (2) 当該役員のうち理事が当該学校法
人の職員を兼ねていた場合における
当該職員としての退職手当のうち当
該役員のうち理事を兼ねていた期間
の職務執行の対価である部分の額
 - (3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有
する財産上の利益の額
- ロ 当該役員がその職に就いていた年数
(当該役員が次に掲げるものに該当す
る場合における次に定める数が当該年
数を超えている場合にあつては、当該
数)
 - (1) 理事長 六
 - (2) 理事長以外の理事であつて、次に
掲げる者 四
 - (i) 寄附行為の定めるところにより
理事長を補佐して学校法人の業務
を掌理する理事として選定された
もの
 - (ii) 当該学校法人の業務を執行した
理事(イ)に掲げる理事を除く。
 - (iii) 当該学校法人の職員
 - (3) 理事(1)及び(2)に掲げるものを除
く。又は監事 二

「条を加える。」

- 一 当該役員のうち理事が当該学校法人の
職員を兼ねていたときは、当該職員とし
ての退職手当のうち当該役員のうち理事
を兼ねていた期間の職務執行の対価であ
る部分
- 二 前二号に掲げるものの性質を有する財
産上の利益
- 三 前二号に掲げるものの性質を有する財
産上の利益
(財産目録等の作成)
- 第四条の四 法第四十七条第一項(法第六十
四条第五項において準用する場合を含む。
以下この条において同じ。)に規定する書類
(事業報告書にあつては財務の状況に関す
る部分に限り、役員等名簿を除く。)の作成
は、一般に公正妥当と認められる学校法人
会計の基準その他の学校法人会計の慣行に
従つて行わなければならない。
- 2・3 「略」
- 4 法第四十七条第一項に規定する書類のう
ち事業報告書については、当該学校法人(法
第六十四条第五項において準用する場合に
あつては、準学校法人。)の状況に関する重
要な事項をその内容としなければならな
い。
- (報酬等の支給の基準に定める事項)
- 第四条の五 法第四十八条第一項(法第六十
四条第五項において準用する場合を含む。
以下この条において同じ。)に規定する書
類に規定する役員に対する報酬等の支給の基
準においては、役員の勤務形態に応じた報
酬等の区分及びその額の算定方法並びに支
給の方法及び形態に関する事項を定めるも
のとする。
- 「条を削る。」
- (合併認可申請手続)
- 第六条 法第五十二条第二項の規定により合
併の認可を受けようとするときは、認可申
請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁
に申請するものとする。
- 一 五 「略」

「条を加える。」

- 2・3 「同上」
- 「項を加える。」
- (計算書類の作成)
- 第四条の四 法第四十七条第一項(法第六十
四条第五項において準用する場合を含む。
以下この条において同じ。)に規定する書類
(事業報告書にあつては、財務の状況に関
する部分に限る。)の作成は、一般に公正妥
当と認められる学校法人会計の基準その他
の学校法人会計の慣行に従つて行わなけれ
ばならない。
- 2・3 「同上」
- 「条を加える。」
- 第七条 削除
- (合併認可申請手続)
- 第六条 法第五十二条第二項の規定により合
併の認可を受けようとするときは、認可申
請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁
に申請するものとする。
- 一 五 「同上」

配法人等」という。)がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人(前項に規定する場合に限る。)(次号において「被支配法人」という。))の意思決定機関(社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。))における議決権の過半数を有する場合

二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 支配法人等の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。若しくは評議員又は職員)

ロ 支配法人等によつて当該構成員に選任された者

ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

(寄附行為認可申請手続)

第二条 法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校(以下「私立大学等」という。))の開設する年度(以下「開設年度」という。))の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 四 [略]

五 役員に関する次に掲げる書類

イ 役員の就任承諾書及び履歴書

ロ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ 役員が法第三十八条第八項第一号又は第二号に該当しない者であることを証する書類

六 八 [略]

七 [略]

(役員職務の適正な執行ができない者)

第三条の二 法第三十八条第二号(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。))の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな

方法

第三条の三 法第四十四条の二第四項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下この条及び次条において「準用一般社団・財団法人」という。))第百十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員のうち理事が当該学校法人(法第六十四条第五項において準用する場合にあつては、同条第四項の法人(以下「準学校法人」という。))。以下この条及び次条において同じ。))の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。))として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。))の額の会計年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。))ごとの合計額(当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

二 役員が法第三十八条第八項において準用する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に該当しない者であることを証する書類

五 役員に関する次に掲げる書類

イ 役員の就任承諾書及び履歴書

ロ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ 役員が法第三十八条第八項において準用する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に該当しない者であることを証する書類

六 八 [同上]

七 [同上]

[条を加える。]

[条を加える。]

合 当該評議員会の決議の日

○文部科学省令第十五号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第九十七号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十七日

文部科学大臣 萩生田光一

私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（私立学校法施行規則の一部改正）

第一条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法人が事業活動を支配する法人等）</p> <p>第一条の二 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第五号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「子法人」という。）とする。</p> <p>2 令第一条第五号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>一 学校法人の設立者である法人（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者

五 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの
(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。
百八十九 学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第十一号)附則第三条第一項の規定により解散した旧国立大学法人岐阜大学(以下「旧岐阜大学」という。)及び同法附則第六条の規定により国立大学法人東海国立大学機構となつた旧国立大学法人名古屋大学(以下「旧名古屋大学」という。)

第九条の四に次の一号を加える。
百三十五 旧岐阜大学及び旧名古屋大学
(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令及び障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「国立大学に」を「国立大学法人が設置する大学に」に、「国立大学の学長」を「国立大学法人の学長又は理事長」に改める。
一 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)第一条第一項

二 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令(平成二十年政令第二百八十一号)第一条第一項
(国立大学法人評価委員会令の一部改正)

第五条 国立大学法人評価委員会令(平成十五年政令第四百四十一号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の三第三項」に改め、同条第二項中「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の三第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。
(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正)

第六条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令(平成十七年政令第四十二号)の一部を次のように改正する。
第二号中、「国立大学法人岐阜大学」を削り、「国立大学法人電気通信大学」の下に、「国立大学法人東海国立大学機構」を加え、「国立大学法人名古屋大学」を削る。

第七条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令の一部改正
(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成十八年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第五条中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。

第二章 経過措置
(国が承継する資産の範囲等)

第八条 学校教育法等の一部を改正する法律(次条及び第十条第一項において「改正法」という。)附則第三条第二項の規定により国が承継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

第九条 改正法附則第三条第九項の規定により国立大学法人東海国立大学機構(以下この条及び附則第三項において「東海国立大学機構」という。)が行うものとされる国立大学法人岐阜大学(次条第一項及び附則第三項において「岐阜大学法人」という。)の行った事業に係る積立金の処分の業務については、東海国立大学機構の行った事業に係る積立金の処分の業務とみなして、国立大学法人法施行令第三章の規定を適用する。この場合において、同令第四条第一項中「当該中期目標の期間の次」とあるのは「国立大学法人東海国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律(令和元

年法律第十一号)の施行の日を含む」と、同項中「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあり、及び同令第五条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「令和二年六月三十日」と、同令第六条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「令和二年七月十日」とする。
(岐阜大学法人の解散の登記の嘱託等)

第十条 改正法附則第三条第一項の規定により岐阜大学法人が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。
登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。
附則

(施行期日)
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

2 地方自治法施行令の一部改正
(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号)の項中「第一条、第二条第二項及び第三条から第五条まで」を「第二条、第三条第二項及び第四条から第六条まで」に改める。
(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

3 岐阜大学法人の最終事業年度(平成三十一年四月一日に始まる事業年度をいう。)の事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成十六年法律第七十七号)第九条の規定による環境報告書の作成及び公表については、岐阜大学法人の事業活動を東海国立大学機構の事業活動とみなして、東海国立大学機構が行うものとする。この場合において、同条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令・環境省令」と、「毎事業年度」とあるのは「平成三十一年四月一日に始まる事業年度の事業活動に係る」と、同法第十六条中「第九条第一項」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第九十七号)附則第三項の規定により読み替えて適用される第九条第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
文部科学大臣 柴山 昌彦
環境大臣 原田 義昭

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九十七号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第三項及び第十一項並びに第十二条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第七条）

第二章 経過措置（第八条―第十条）

附則

第一章 関係政令の整備

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第一条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に、「第七章 雑則（第二十五条―第二十七）を」

「第七章 部局の長の範囲等（第二十五条）」に改める。

「第八章 雑則（第二十六条―第二十八条）」に改める。

「第四条第一項中「第七條第二項」の下に「及び第二十五条」を加える。

「第十八条第二項中「学長」の下に「理事長を置く国立大学法人にあつては、理事長」を加える。

「第六章の章名中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に改める。

第二十四条中「第三十四条の五第一項」の下に「法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第一号中「指定国立大学法人」の下に「又は指定国立大学」を加える。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条の前の見出しを削り、同条を第二十六条とし、同条の前面に見出しとして「（他の法令の準用）」を付する。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 部局の長の範囲等

第二十五条 準用通則法第二十六条ただし書の政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

一 大学の教養部の長

二 大学に附置される研究所の長

三 大学又は大学の医学部若しくは歯学部附属する病院の長

四 大学に附属する図書館の長

五 大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長

2 準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭

六 専修学校の教員

附則第二条及び第三条第一号中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

（私立学校法施行令の一部改正）

第二条 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第一条、第二条第二項及び第三条」を「第二条、第三条第二項及び第四条」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第三条とする。

第一条第二項中「私立学校法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者）

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長、教員その他の職員を含む。）

二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

第五条 (略)

2 都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、速やかに、加除訂正をしなければならない。

3 (略)

(台帳等の保存)

第六条 (略)

(事務の区分)

第七条 第二条、第三条第二項及び第四条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四条 (略)

2 都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、すみやかに、加除訂正をしなければならない。

3 (略)

(台帳等の保存)

第五条 (略)

(事務の区分)

第六条 第一条、第二条第二項及び第三条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

(都道府県知事等を経由する申請)

第三条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第七条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(文部科学大臣に対する協議)

第四条 (略)

(学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等)

第一条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は私立学校法（以下「法」という。）第六十四条第四項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

(都道府県知事等を経由する申請)

第二条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第六条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由してなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(文部科学大臣に対する協議)

第三条 (略)

(学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者）</p> <p>第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長、教員その他の職員を含む。）</p> <p>二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者</p> <p>五 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの</p> <p>（登記の届出等）</p>	<p>（新設）</p> <p>（登記の届出等）</p>

<p>2 い。前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。</p>	<p>二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由 三 私立学校法第四十四条の二第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額</p> <p>5 第一百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p> <p>（理事が自己のためにした取引に関する特則） 第一百十六條 私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。</p>
<p>2 い。前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。</p>	<p>二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由 三 第一百十一条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額</p> <p>5 第一百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p> <p>（理事が自己のためにした取引に関する特則） 第一百十六條 第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第一百十一条第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。</p>

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事（理事長、理事長以外の理事であつて寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。）又は当該学校法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の私立学校法第四十四条の第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定められた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該学校法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、寄附行為を変更して第一項の規定による寄附行為の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事（業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）又は監事又は会計監事（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の第百十一条の第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定められた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

る額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならぬ。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総評議員（前項の責任を負う役員であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

きる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならぬ。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

されたもの

(2) 当該学校法人の業務を執行した理事（1）に掲げる理事を除く。）

(3) 当該学校法人の職員

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事

二

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 学校法人においては、理事は、私立学校法第四十四条の二第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合）にあっては、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があった場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、私立学校法第四十四条の二第一項の責任について、役員が職務を履行につき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる

(1) 当該一般社団法人の業務を執行した理事（1）に掲げる理事を除く。）

(2) 当該一般社団法人の使用者

(3) 当該一般社団法人の監事

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事

二 又は会計監査人

2 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 監事設置一般社団法人においては、理事は、第百一条第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合）にあっては、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があった場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第百一条第一項の責任について、役員等が職務を履行につき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる

○私立学校法第四十四条の二第四項による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、枠囲いは共通読替え部分、傍線部分は個別読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
<p>(学校法人)に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第百十二条 私立学校法第四十四条の二第二項の責任は、<u>総評議員</u>の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第百十三条 前条の規定にかかわらず、<u>役員</u>の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、<u>当該役員</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、<u>評議員会</u>の決議によって免除することができる。</p> <p>一 賠償の責任を負う額</p> <p>二 当該<u>役員</u>がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として<u>文部科学省令</u>で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる<u>役員</u>の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ <u>理事長</u> 六</p> <p>ロ <u>理事長</u>以外の理事であって、次に掲げるもの</p> <p>四 (1) <u>寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定</u></p>	<p>(一般社団法人)に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第百十二条 前条第一項の責任は、<u>総社員</u>の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第百十三条 前条の規定にかかわらず、<u>役員等</u>の第百十一条第一項の責任は、<u>当該役員等</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、<u>社員総会</u>の決議によって免除することができる。</p> <p>一 賠償の責任を負う額</p> <p>二 当該<u>役員等</u>がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として<u>法務省令</u>で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる<u>役員等</u>の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ <u>代表理事</u> 六</p> <p>ロ <u>代表理事</u>以外の理事であって、次に掲げるもの</p> <p>四 (1) <u>理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</u></p>

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第百六条 監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第百六条 監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

二 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
三 学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）
第八十五条 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（競業及び学校法人との取引等の制限）
第九十二条（略）
2 学校法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）
第一百三十三条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）
第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）に報告しなければならない。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）
第九十二条（略）
2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）
第一百三十三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

○私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
<p>（理事の職務を代行する者の権限） 第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>（表見代表理事） 第八十二条 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他の学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>（競業及び利益相反取引の制限） 第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</p>	<p>（理事の職務を代行する者の権限） 第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>（表見代表理事） 第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他の一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>（競業及び利益相反取引の制限） 第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</p>

○私立学校法第二十九条による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分)

読 替 え 後	<p>(代表者の行為についての損害賠償責任) 第七十八条 学校法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p>
読 替 え 前	<p>(代表者の行為についての損害賠償責任) 第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p>

(岐阜大学法人が設置する大学に関する経過措置)
第五条 岐阜大学法人が設置する岐阜大学は、この法律の施行の時ににおいて、東海国立大学機構が設置する岐阜大学となるものとする。

(名古屋大学法人に関する経過措置)
第六条 名古屋大学法人は、この法律の施行の時ににおいて、東海国立大学機構となるものとする。

第七条 施行日の前日において名古屋大学法人が国立大学法人法第三十四条の四に規定する指定国立大学法人として指定されているときは、東海国立大学機構が設置する名古屋大学は、施行日において新国立大学法人法第三十四条の九第一項に規定する指定国立大学として指定されたものとみなす。

(東海国立大学機構の理事又は監事の任命に関する経過措置)
第八条 岐阜大学法人の役員であった者(理事又は監事であった者)にあっては、その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかった者を除く。が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事に任命される場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。

2 名古屋大学法人の理事又は監事であった者(その最初の任命の際現に名古屋大学法人の役員又は職員でなかった者)にあっては、かつ、施行日の前日に岐阜大学法人の役員であった者(その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかった者)にあっては、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事である場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。この場合において、新国立大学法人法第十五条第五項後段の規定は、適用しない。

(私立学校法の一部改正に伴う準備行為)
第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法(以下「新私立学校法」という。第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 新私立学校法第三十七条第三項(第四号に係る部分に限る。の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業に関する中期的な計画について適用する。

3 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。

5 新私立学校法第四十七条の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。

6 新私立学校法第五十条の四の規定にかかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)
第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の項中「第一号から第三号まで」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「第四十条の五(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」を削り、「第四項」の下に「(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項」を加える。

(社会教育法の一部改正)
第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。
第十六条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
 附則第二条第三項及び第二条の二第三項中「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

第十七条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三百十九号)の一部を次のように改正する。
 第五条の見出し中「適格認定等」を「認証評価等」に改め、同条第一項中「(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「(以下この条において「学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による」)を加え、学校教育法」を「同法」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第十八条 次に掲げる法律の規定中「学長」の下に「又は理事長」を加える。
 一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号) 第二条第三項

二 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号) 第二十九条第一項
 三 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四十号) 第三十三条第一項
 (沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)
第十九条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十七条第三項第四号」を「第三十七条第三項第五号」に、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改める。
 (独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)
第二十条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「第九十三条の規定による改正後の」を削り、「(以下この条において「新大学法人法」という。第十一條第四項、第五項、第七項及び第八項)を「第十一条第六項、第七項、第九項及び第十項」に、並びに新大学法人法」を「並びに同法」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 石田 真敏
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 柴山 昌彦

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に
一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及
び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一
条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第二条 第二条の規定による改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人岐阜大学及び
国立大学法人名古屋大学(以下それぞれ「岐阜大学法人」と及び「名古屋大学法人」という。)が協議
して定める規程(以下「合同学長選考会議規程」という。)により、これらの国立大学法人にそれぞ
れ設けられた学長選考会議(国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議をいう。以下
この項において同じ。)の委員の中からそれぞれ学長選考会議において選出された者で構成される
会議(以下「合同学長選考会議」という。)を設けることができる。

2 文部科学大臣は、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうち
から選考された者について、合同学長選考会議の申出があつた場合には、その者を当該申出に基づ
き、第二条の規定による改正後の同法(以下「国立大学法人法」という。)別表第一に規定する国
立大学法人東海国立大学機構(以下「東海国立大学機構」という。)の学長(東海国立大学機構が設
置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事を置く場
合にあつては、理事長。以下この条において同じ。)となるべき者として指名するものとする。た
し、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選考会議において国立大
学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に
基づき、当該指名された者に代えて、東海国立大学機構の学長となるべき者として指名するもの
とする。

3 前項の規定により指名された学長となるべき者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)
において、新国立大学法人法の規定により、東海国立大学機構の学長に任命されたものとする。

4 名古屋大学法人の学長の任期は、第二項の規定により東海国立大学機構の学長となるべき者が指
名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

5 合同学長選考会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十條第三項の規定の例により、
東海国立大学機構に大学総括理事を置くことを定め、同条第四項の規定の例により、文部科学大臣
の承認を受けることができる。

6 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員
の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な
事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

(岐阜大学法人の解散等)

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承
継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において東海国立大学機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に岐阜大学法人が有する権利のうち、東海国立大学機構がその業務を確
実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政
令で定める。

4 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始まる事業年度(以下この条において「最終事業年度」
という。)における業務の実績については、東海国立大学機構が国立大学法人法第三十一条の第二
項第二号に規定する評価を受けるものとする。この場合において、新国立大学法人法第三十一条の
三第三項の規定による通知及び報告は、東海国立大学機構に対してされるものとする。

5 岐阜大学法人の最終事業年度に係る準用通則法(新国立大学法人法第三十五条において準用する
独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)をいう。第十項において同じ。)第三十八条の規定
による財務諸表、事業報告書(同項において「財務諸表等」という。)の作成等につ
いては、東海国立大学機構が行うものとする。

6 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、東海国立大学機構が行
うものとする。

7 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法人法第三十條第一項に規定する中期目標(以下この
条において単に「中期目標」という。)の期間に係る同法第三十一条の第二項の規定による報告書
の提出及び同条第三項の規定による公表については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目
標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法
第三十一条の第二項に規定する評価(同項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るものに限
る。)については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮し
て行うものとする。

9 岐阜大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において岐阜大学法人の中期目標の期間が終了し
たものとして、東海国立大学機構が行うものとする。

10 第五項、第六項及び前項の規定により東海国立大学機構が行うものとされる岐阜大学法人の行
った事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については東
海国立大学機構の行った事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第十一條、第二十
第五項、第三十二條、第三十六條及び第四十條並びに準用通則法第三十八條、第三十九條及び第
四十四條(第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。)の規定を適用する。この場合において、新
国立大学法人法第三十二條第一項中「当該中期目標の期間の次」とあるのは「国立大学法人東海
国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第十一號)の施行の日を含む」と、
「当該次」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八條第一項中「毎事業年度」とあるのは「岐
阜大学法人(学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第十一號)附則第二條第一項に規
定する岐阜大学法人をいう。以下同じ。)の最終事業年度(同法附則第三條第四項に規定する最終事
業年度をいう。以下同じ。)」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二
項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則法第四十四條第一項中「毎事業年度」
とあるのは「岐阜大学法人の最終事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「岐阜
大学法人の最終事業年度」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事
業年度において岐阜大学法人が積み立てた積立金」とする。

11 第一項の規定により岐阜大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(東海国立大学機構への出資)

第四条 前条第一項の規定により東海国立大学機構が岐阜大学法人の権利及び義務を承継したとき
は、その承継の際、東海国立大学機構が承継する資産の価額(同条第十項の規定により読み替えて
適用される新国立大学法人法第三十二條第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政
府以外の者から岐阜大学法人に出金された金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額
の合計額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から東海国立大学機構に対し出資され
たものとする。この場合において、東海国立大学機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、東海国立大学機構が当該土地の全部又は一部を譲
渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九條第三項に規定する
文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授
与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額
とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(役員)の第三者に対する損害賠償責任
第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載
ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載
(役員)の連帯責任
第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四款 寄附行為変更の認可等

第四十五条の見出しを削る。
第四十五条の次に次の款名及び一条を加える。

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。
い。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たつては、学校教育法第九十九条第二項(同法第二百三十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。
第四十七条第一項中「以内」の下に、「文部科学省令で定めるところにより、」を加え、「及び事業報告書」を、「事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)」に改め、同条第二項中「及び第三十七条第三項第三号」を、「第三十七条第三項第四号」に、「第六十六条第四号において」を「及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下)に改め、(いう。を)」の下に、「作成の日から五年間、」を加え、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から」を削り、「あつた場合」の下に「都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。
第四十九条を削り、第三章第三節中第四十八条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

(報酬等)

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとしないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬を支給しなければならない。
第五十条の四中「決定」の下に「及び第六十二条第一項の規定による解散命令」を加え、同条に次の一項を加える。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。
第三章第五節中第六十三条の次に次の一条を加える。
(情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
い。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第六十五条の三中「第一号から第三号まで」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「第四十条の五(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」を削り、「第四項」の下に「(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項」を加える。
第六十六条中第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。
第六十六条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。
三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。
(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「同項第三号」を「第十六条第一項第三号及び第六号」に改める。
第十六条第一項第六号を次のように改める。

六 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと。
第十六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 次に掲げる情報の収集、整理及び提供を行うこと。
イ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報
ロ 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報
ハ 大学における各種の学習の機会に関する情報

第十六条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第二項の規定による評価委員会からの要請があつた場合には、当該国立大学に係る学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて前項の規定による評価を行うものとする。

第三十六条に次の一項を加える。

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第三十七条の見出しを「役員職務等」に改め、同条第三項第六号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「対して」の下に「理事会及び」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二号」を「から第三号まで」に「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 理事の業務執行の状況を監査すること。
第三十七条に次の一項を加える。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

第三十八条第五項中「当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。」を削る。

第四十条の五を次のように改める。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条の規定は理事について、一般社団・財団法人法第八十三条及び第六十六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第八十三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第四十条の五の次に次の款名を付する。

第二款 評議員及び評議員会

第四十一条に次の二項を加える。

9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第一百三十一条の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条第一項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

第四十二条第一項第二号を削り、同項第一号中「予算」を削り、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

第四十四条の次に次の一款及び款名を加える。

第三款 役員損害賠償責任

(役員)の学校法人に対する損害賠償責任
第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

- 一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事
二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団・財団法人法第一百二十二条から第一百六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条第一項第二号	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四条第一項	理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四条第二項	、同項	及び同項
第百十四条第三項	限る。に於いての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	限る。
第百十四条第四項	社員	評議員
第百十四条第四項	議決権を有する社員	評議員
第百十五条第一項	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十五条第四項	限る。、	限る。又は
第百十五条第四項	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号

附則第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

附則第九条第一項中「附則第十一条において「旧特別会計」という。」を削る。
附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附則第十四条第一項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」に改める。
附則第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「旧設置法に規定する大学等に関する経過措置」を付し、同条第一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改め、同条第二項中「旧設置法」の下に「(整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号))」をい
う。附則別表において同じ。」を加える。
附則第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

附則第二十二條中「附則第二条及び第四条から前条まで」を「附則第四条から第六条まで、第九
条、第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十条まで」に改める。
附則に次の一条を加える。

(国立大学法人の納付金等)

第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度的一般会計補正予算(第一号)
により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該
国立大学法人が第二十二條第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認めら
れるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫
に納付しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定により同項に規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定
めようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなけれ
ばならない。

3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大
学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出
資はなかったものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。

附則別表第一中「附則第二条」を削り、同表を附則別表とする。
附則別表第二及び附則別表第三を削る。

別表第一国立大学法人岐阜大学の項を削り、同表国立大学法人名古屋大学の項を次のように改め
る。

国立大学法人東海国立大学機構			
岐阜大学	愛知県	八	
名古屋大学			

別表第一備考に次の一号を加える。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国
立大学法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る。)を置く場合におけ
る当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四一
とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは
「八」と、「八」とあるのは「九」とする。

別表第二に次のように加える。

備考 この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事(学
外者が任命されるものに限る。)を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対するこ
の表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」と
あるのは「六」とする。

(私立学校法の一部改正)

第三条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条」に、「第三節 管理(第
三十五条―第四十九条)」を

第三十五条―第四十九条)を

第三節 管理
第一節 役員及び評議員(第三十五条―第四十条の五)
第二節 役員及び評議員の損害賠償責任(第四十一条―第四十四条)
第三節 寄附行為の変更の認可等(第四十五条)
第四節 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等(第
四十五条の二―第四十九条)

に、「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第四十五条の二―第四十九条)

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章第一節中第二十五条の前に次の一条を加える。

(学校法人の責務)

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の
教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。
第二十六条の次に次の一条を加える。
(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員(当該学
校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)その他の政令で定める
学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。
第二十九条の見出しを「一般社団・財団法人法の規定の準用」に改め、同条中「平成十八年法律
第四十八号」の下に「。以下一般社団・財団法人法」という。」を加え、同条に後段として次のよ
うに加える。

この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。
第三十三条の二中「備え置かなければ」を「備えて置かなければ」に改め、同条を第三十三条の
三とする。
第三十三条の次に次の一条を加える。

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な
理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しななければならない。
第三十四条の見出しを「一般社団・財団法人法の規定の準用」に改め、同条中「一般社団法人及
び一般財団法人に関する法律」を「一般社団・財団法人法」に改める。

第三章第三節中第三十五条の前に次の款名を付する。

第一款 役員及び評議員

第三十五条の次に次の一条を加える。

(学校法人と役員との関係)
第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第十一條第二項第二号中「承認」の下に「(第十三條の二第一項及び第十七條第六項の承認を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

第十三條第一項中「理事」の下に「(大学総括理事を除く。次項、第十五條第二項及び第十七條第五項において同じ。)」を加える。

第十三條の次に次の一項を加える。

第十三條の二 大学総括理事は、第十二條第七項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四條中「でない者」の下に「(以下「学外者」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人(学外者が学長に任命されているものを除く。)の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

第十五條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

第十七條に次の二項を加える。

6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

7 第十三條の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七條第六項」と読み替えるものとする。

第二十條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

第二十一條第一項中「国立大学法人に、」の下に「(当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該)を加え、同条第二項第二号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、学長又は当該大学総括理事)」を加え、同条第四号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。)」を加え、同条第三項中「ほか」の下に「、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては当該大学総括理事」を加え、置く場合には、」を「置く場合にあつては」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同項第二号中「前条第四項第二号」を「前条第五項第二号」に改める。

第二十六條中「から第十九條まで」を、「第十三條、第十四條、第十五條(第三項を除く。)、第十六條、第十七條(第六項及び第七項を除く。)、第十八條及び第十九條」に改め、「(大学共同利用機関)」の下に「、第十三條第一項中「理事」(大学総括理事を除く。次項、第十五條第二項及び第十七條第五項において同じ。)」とあるのは「理事」と、第十四條第二項中「別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」とを加える。

第三十一條の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六條第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第九條第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 指定国立大学法人等

第三十四條の九を第三十四條の十とし、第五章中第三十四條の八の次に次の一項を加える。

(二)以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例)

第三十四條の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

2 第三十四條の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四條の五から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四條の四第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは、「指定国立大学」と、第三十四條の五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは、「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第三十五條の表第十四條第一項の項中「学長」の下に「(当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては理事長とし)」を加え、「機構長」を「機構長とする」に改め、同表第十五條第二項、第十六條、第二十四條、第二十五條及び第二十六條の項中「第二十五條及び第二十六條」を「及び第二十五條」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十六條 法人の長が任命する	学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十條第三項に規定する大学総括理事が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二條第三項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部署の長及び教員(教授、准教授、助教、講師及び助手をいう)並びに国立大学法人法第二十三條の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員、教頭、教諭その他の政令で定める者をいう)を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学総括理事の申出に基づき行うものとする。
-----------------	--

第三十五條の表第三十九條第三項の項中「第十一條第九項」に改める。

第四十條第一項第四号中「第十一條第五項若しくは第六項」を「第十一條第七項若しくは第八項」に改め、同項第五号中「、同項」を「同項」に改め、「第三十四條の五第一項」の下に「、指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二條第一項及び第三十四條の九第二項において準用する第三十四條の五第一項」を加え、同項第十号中「第三十四條の九第二項」を「第三十四條の十第二項」に改め、同条第二項中「第十一條第七項」を「第十一條第九項」に改める。

附則第二條を次のように改める。

第二條 削除

附則第三條第一項中「整備法」を「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第十七号。以下「整備法」という。)」に改める。

附則第四條並びに第六條第一項及び第四項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

学校教育法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十一号

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の二中「この条及び第九十九条第三項において」を削る。

第九十九条第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「いう」の下に「以下の条及び」を加え、同条に次の三項を加える。

第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という)を受けようとする旨の教育研究水準の向上に努めなければならない。

文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(国立大学法人法の一部改正)

第二条 国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に、「第三十四条の八」を「第三十四条の九」に、「第三十四条の九」を「第三十四条の十」に改める。

第十条第一項中「学長」の下に「当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

3 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務(以下「大学の長としての職務」という)を行う理事(以下「大学総括理事」という)を置くことができる。

4 国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第十一条第一項中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務」を「大学の長としての職務(大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事の職務に係るものを除く。)」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務(第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。)を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。

がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

八| 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九| 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十| 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十一| 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十二| 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五| 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六| 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七| 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

八| 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

九| 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十四条第五項において準用する場合を含む。)及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第五項において準用する場合を含む。の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由

(第九項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

(新設)

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第五号に係る部分に限り、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、

(削る)

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容

二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第四十九条 削除

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならぬ。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(報酬等)

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

(会計年度)

第四十九条 (略)

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

(会計年度)

第四十八条 (略)

第四款 寄附行為変更の認可等

(削る)

第四十五条 (略)

2 (略)

第五款

予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第百九条第二項(同法第百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿

(新設)

(寄附行為変更の認可等)

第四十五条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

第一百十六 条第一項	第八十四条第一項 第二号	私立学校法第四十条 の五において準用す る第八十四条第一項 第二号
---------------	-----------------	--

(役員に対する損害賠償責任)

第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員)の連帯責任)

第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(新設)

(新設)

<p>第百十五 条第四項</p>	<p>第百十五 条第一項</p>	<p>第百十四 条第四項</p>	<p>第百十四 条第三項</p>	<p>第百十四 条第二項</p>
<p>第百十一 条第一項</p>	<p>限る。）、 理事会の決議によ つて一般社団法人 の業務を執行する</p>	<p>社員 議決権を有する社 員</p>	<p>社員 同意（理事会設置 一般社団法人にあ つては、理事会の 決議）</p>	<p>、同項 限る。）について の理事の同意を得 る場合及び当該責 任の免除</p>
<p>私立学校法第四十四 条の二第一項</p>	<p>限る。）又は 寄附行為の定めると ころにより理事長を 補佐して学校法人の 業務を掌理する</p>	<p>評議員</p>	<p>評議員 理事会の決議</p>	<p>及び同項 限る。）</p>

<p>第百十四 条第一項</p>	<p>理事（当該責任を 負う理事を除く。 ）の過半数の同意 （理事会設置一般 社団法人にあって は、理事会の決議</p>	<p>理事会の決議</p>
<p>第百十三 条第一項 第二号</p>	<p>理事会の決議によ って一般社団法人 の業務を執行する</p>	<p>寄附行為の定めると ころにより理事長を 補佐して学校法人の 業務を掌理する</p>

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した
理事

4
一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条ま
での規定は、第一項の責任について準用する。この場
合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「
総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「
社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」
とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とある
のは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と
、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「
定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次
の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ
る字句に読み替えるものとする。

いう。以下同じ。）の支給の基準

五 寄附行為の変更

六 合併

七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

八 収益を目的とする事業に関する重要事項

九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2
（略）

第四十四条（略）

第三款 役員 の 損害賠償責任

（役員 の 学校法人 に対する 損害賠償責任）

第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事

三 寄附行為の変更

四 合併

五 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

六 収益を目的とする事業に関する重要事項

七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2
（略）

第四十四条（略）

（新設）

（新設）

法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第二款 評議員及び評議員会

(評議員会)

第四十一条 (略)

258 (略)

9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画

二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

(削る)

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当を

(新設)

(評議員会)

第四十一条 (略)

258 (略)

(新設)

(新設)

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

(新設)

(新設)

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 事業計画

(新設)

請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員を選任)

第三十八条 (略)

2 4 (略)

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。

6 8 (略)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第一百三十六条及び第九十二条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団

(役員を選任)

第三十八条 (略)

2 4 (略)

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)

6 8 (略)

(利益相反行為)

第四十条の五 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第三十六条 (略)

2 6 (略)

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(役員職務等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その

第三十六条 (略)

2 6 (略)

(新設)

(役員職務)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(新設)

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十四条 一般社団・財団法人法第五十八条及び第六百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

第一款 役員及び理事会

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会)

(新設)

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の二 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

(準用規定)

第三十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十八条及び第六百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

(新設)

(新設)

(理事会)

附則

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

(学校法人の責務)

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

附則

第十八条から第二十四条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

(新設)

(新設)

(準用規定)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 私立学校に関する教育行政（第五条―第二十条）</p> <p>第三章 学校法人</p> <p>第一節 通則（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第二節 設立（第三十条―第三十四条）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 役員及び理事会（第三十五条―第四十条の五）</p> <p>第二款 評議員及び評議員会（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第三款 役員の損害賠償責任（第四十四条の二―第四十四条の四）</p> <p>第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）</p> <p>第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条の二―第四十条九条）</p> <p>第四節 解散（第五十条―第五十八条）</p> <p>第五節 助成及び監督（第五十九条―第六十三条の二）</p> <p>第四章 雑則（第六十四条―第六十五条の四）</p> <p>第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 私立学校に関する教育行政（第五条―第二十条）</p> <p>第三章 学校法人</p> <p>第一節 通則（第二十五条―第二十九条）</p> <p>第二節 設立（第三十条―第三十四条）</p> <p>第三節 管理（第三十五条―第四十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 解散（第五十条―第五十八条）</p> <p>第五節 助成及び監督（第五十九条―第六十三条）</p> <p>第四章 雑則（第六十四条―第六十五条の四）</p> <p>第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）</p>